

官版
 國法汎論
 下帙
 第冊

2

7保?
 5157
 8-2



門 保 7
號 5/57
英 8-2

明治 壬申 五月 刊行

イ、カ、ブ、ル、ン、
從五位加藤弘之譯 著

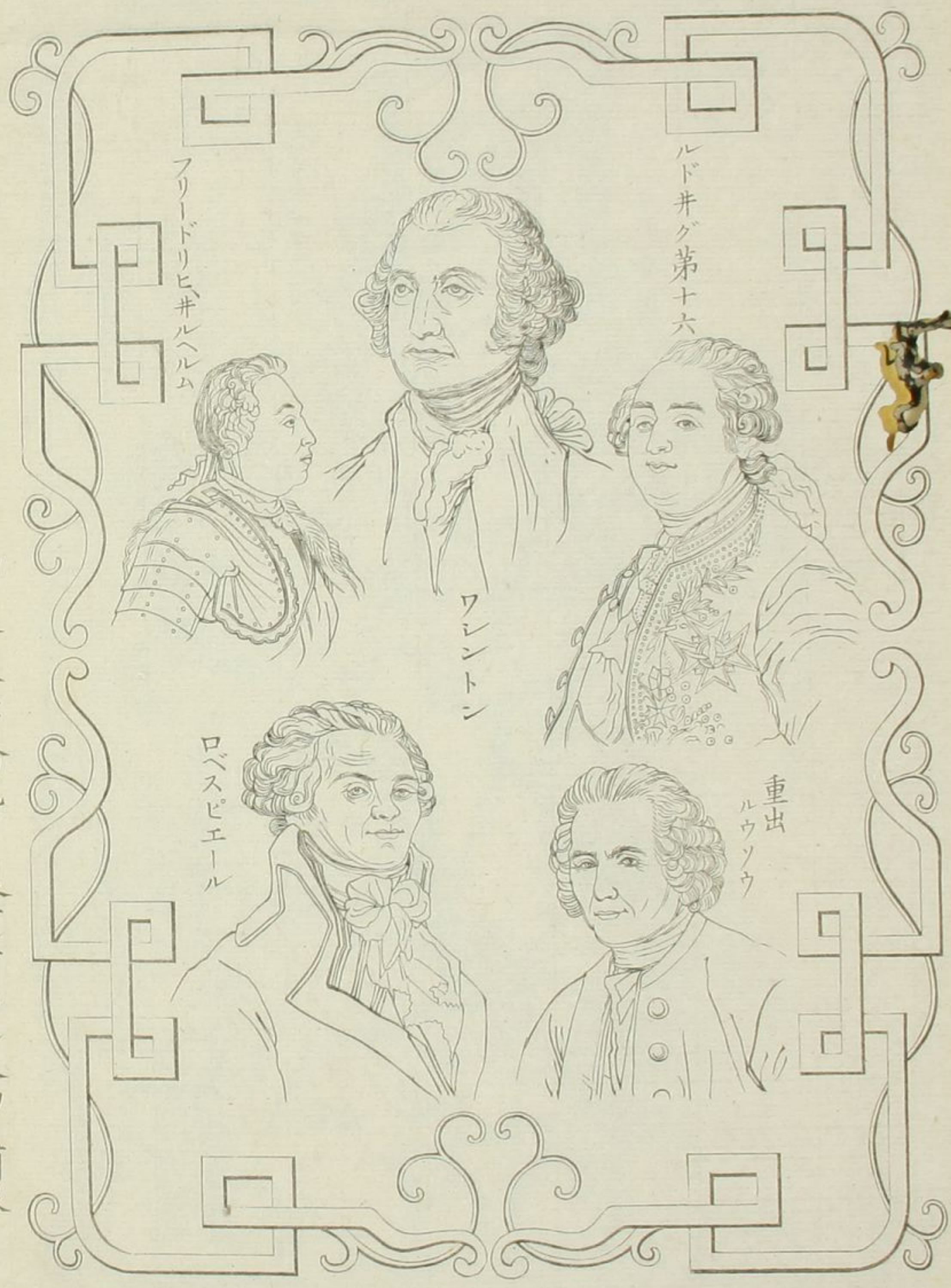
國法汎論

文部省



川上寛摹畫

卷之六上



ルド井グ第十六

フリードリヒ、セルヘルム

ワレントン

重出
ルウソウ

ロベスピエール

右画ク處ハ本書論說中引證スル有名ナル人物ノ繡像ナリ

下帙第一冊

本書譯成上梓ヲ謀ル、其序次將ニ首卷ニ次キ、逐
 卷續譯上梓スヘシ、然ルニ本卷以下論說スル所
 却テ今日ノ政務ニ切要ナルヲ以テ、前數卷ヲ閣
 キ、先ツ本卷ヲ譯シ、以テ進講シ且ツ上梓ス、上帙
 數卷ノ如キハ、將ニ餘カヲ以テ補譯上梓セント
 ス、讀者之ヲ諒セヨ、

壬申五月

譯者識

國法凡論

卷六上

政部省

Handwritten text in the right-hand column, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to read.

國法汎論卷之六 上 目錄

第一、スウエレ子テト、及國家ノ元首、

第一款 スウエレ子テトノ義、

第二款 スターツ、スウエレ子テト、及

レゲンテン、スウエレ子テト、

第三款 第一 スターツ、スウエレ子テト

トノ大意、

第四款 第二 ヒルステン、スウエレ子テ

國法汎論 卷六 上 目錄 政部省

國法汎論卷之六上 目録

第一編
 第一章
 第二章
 第三章
 第四章
 第五章
 第六章
 第七章
 第八章
 第九章
 第十章
 第十一章
 第十二章
 第十三章
 第十四章
 第十五章
 第十六章
 第十七章
 第十八章
 第十九章
 第二十章
 第二十一章
 第二十二章
 第二十三章
 第二十四章
 第二十五章
 第二十六章
 第二十七章
 第二十八章
 第二十九章
 第三十章
 第三十一章
 第三十二章
 第三十三章
 第三十四章
 第三十五章
 第三十六章
 第三十七章
 第三十八章
 第三十九章
 第四十章
 第四十一章
 第四十二章
 第四十三章
 第四十四章
 第四十五章
 第四十六章
 第四十七章
 第四十八章
 第四十九章
 第五十章
 第五十一章
 第五十二章
 第五十三章
 第五十四章
 第五十五章
 第五十六章
 第五十七章
 第五十八章
 第五十九章
 第六十章
 第六十一章
 第六十二章
 第六十三章
 第六十四章
 第六十五章
 第六十六章
 第六十七章
 第六十八章
 第六十九章
 第七十章
 第七十一章
 第七十二章
 第七十三章
 第七十四章
 第七十五章
 第七十六章
 第七十七章
 第七十八章
 第七十九章
 第八十章
 第八十一章
 第八十二章
 第八十三章
 第八十四章
 第八十五章
 第八十六章
 第八十七章
 第八十八章
 第八十九章
 第九十章
 第九十一章
 第九十二章
 第九十三章
 第九十四章
 第九十五章
 第九十六章
 第九十七章
 第九十八章
 第九十九章
 第一百章



國法汎論卷之六上

瑞士

イカブルン五リ 著

加藤和之 譯

デ、スウエレ、子テ、ト、スターツ、ホ、ハイ
 〔按〕此語、泰西國法論ニ主權ト譯ス、尚、穩
 當トス、ヘカラス、故ニ今原語ヲ從用ス、詳ナ
 ルハ本文ニ及ヒ、國家ノ元首、バルハク、ブ、ト、
 就テ看ルヘ、及ヒ、
 第一款
 スウエレ、子テ、ト、スターツ、ホ
 一、ハイ、ト、ノ義、

スウエレ、子テ、ト、中古ノ羅匈語ニテ、スプレ
 ミタスト云フ、ノ名稱及ヒ辭義ハ、其根元羅馬ニ

出ツル者、シテ、即チ國家ノ最上權、オースターリス
ルゲト、或ハ至高權タヘ、ツマフテ、スグレマ、ボテス
タスト云フ義ナリ、而シテ此權ヲ持有スル者ヲ
スウエレレント云、

ボチニ〔按緒論第十〕始メテスウエレロ子テロト

ノ語ヲ以テ佛國國法ノ基礎トナシ、且ツ學科上
ニ於テ其義ヲ論究シタリシ以來、此語國家學及
ヒ治平ノ實際上ニ於テ大ニ關係アル者トナレ

リ、
近今ノ法學者ハオホム子大略スウエレロ子テロトノ義

ヲ解テ十分不羈無限ノ國權トナス者多久且ツ

佛王路易第十四〔按一千六百三十七年三月十四日〕

ス及ヒ其國ニテ一千七百九十三年〔按文政三年八月〕

年ノ誤ハニ立チレコソント〔按佛國顛覆ノ時〕

會ノ議論モ亦之ニ同ウシテ吾ハ即國家トリ、

而シテ國家ハ十分不羈無限ノ全權ヲ握ルモノ

ナリト謂ヘリ、去レ凡全ク條理ヲ失ヒシ言ト云

フヘシ、○然ルニ方今代國府ヲ設置セル國ル

トナシ、加之十分不羈ノ權ナル者ハ、萬國共ニ決

國法凡論 卷六上 二 改邪省

レテ之ヲ有スル者アルナレ、若シ之ヲ有スル者
 アルキハ、下民決シテ公事自由ノ權利セ、フライ
 ト、ハイヲ保ツ能ハス、國家ノ諸部局亦其權利ヲ保
 ツ能ハサルト必然ナリ、古今萬國此ノ如キ全權
 ヲ取ラント欲シテ、永ク其志ヲ得シ者ハ、未タ曾
 テ之レアラス、但、國家ハ國ノ全體ナルカ、故ニ、國
 家自ラ此全權ヲ握リ得ルハ、當然ナルカ、如シト
 雖、氏決シテ亦此全權ヲ握ルト能ハス、何者、外ニ
 ハ列國各其自己ノ權利ヲ有スル者アリテ、之ヲ
 限制シ、内ニハ、國家固有ノ性アリテ、自ラ之ヲ限

制、且、其諸部局及ヒ各民、皆相應ノ權利ヲ有
 スル者アリテ、亦皆之ヲ限制スレハナリ、
 ①

チエールス 佛人、一千七百九 佛國顛覆史

ニヤコビ子ル 按、暴論ヲ主張セ、自由ノ論ヲ舉

ク、曰ク、ナチオ 按、兆民ヲ合ハ、常ニ萬事ヲ為

シ、萬事ヲ為シ得ルノ權利ヲ掌握ス、是、即十分

不羈無限ナル全權ノ因テ起ル所以ニシテ、此

全權ハ、敢テ他ニ授トスヘキ者ニアラス、○是

故ニ、ナチオニ、敢テ路易第十四ニ恭順スル

能ハス、按、蓋ニヤコビ子ルノ意、元來國家ノ全

テ他ニ授托スヘキ者ニアラス、是故ニ路易弟
十四カ、吾ハ即國家ナリト云ヒ、此カ、此ノ如
キ暴言ニハ、恭順スル

③ホルマエルニ按、埃地、利人、百四、十七、百八、十一年
ノ著書ニ一千八百十四年文化十ニ於テハニ

ノ一ヘル國ノ論ヲ舉ク、曰ク、スウエ、レ、子、テ
トトノ權ハ、決シテ專横ノ權ニアラス、英國王

此權ヲ掌握スルノ理、絶ヘテ他各國ノ王ト異
ナラス、英民自由ノ權利ヲ有スト雖、決シテ

王權ヲ犯スナク、却テ之ヲ翼ケテ、益堅固ナ
シム、專横ノ權ニアラサル所以ヲ示スナリ、

蓋レ誰カ取テ英國王ヲ以テ、英國ノ如キハナリ
然レ、誰、カ、取、テ、英、國、王、ヲ、以、テ、英、國、ノ、如、キ、ハ、ナ、リ、

權ヲ有スルヲ握テ、英國ノ如キハナリ、又臣民自由ノ
テ、英、民、ヲ、以、テ、王、權、ヲ、犯、ス、者、ト、セ、シ、テ、蓋、シ、テ、全、ク、並、

ラ、行、ハ、レ、テ、相、戾、ス、ウ、エ、レ、子、テ、ト、ノ、語、ヲ、翻、シ、獨、乙、語、ニ、譯、セ、

ント欲スルニ、穩當ノ語ヲ得ス、或ハオーベルゲ
ワルトノ義、權ト云ヒ、又古時瑞、士、國、ニ、テ、ヘ、ト、フ、

ステ、ゲワルト、權、ニ、至、高、或、ハ、グ、レ、ト、ス、テ、ゲ、ワ、ル、ト、
權ノ最大ノ語ヲ用ヒタレ、此諸語ハ、皆國內臣民

ニ對シテ稱スルニハ適當ナレ、外國ニ對シテ、

自國獨立ノ權ヲ著ハスニハ、概シテ適當セサル
 ナリ。○スターツホーハイト〔我未タ穩當ノ譯字
 得ス、但シ其意ヲ〕
 解ナル事ハ、凡ソ「國家ノ高ノ語ヲ用フレハ、内外ニ
 對シ、共ニ適當スヘシト雖、然レ此語ハ專ラ
 國家ノ尊貴顯榮ヲ示スニ適シテ、權威ヲ示スニ
 宜シカラス、去レ此語ヲ以テスウエレト子テ
 一トニ代フルハ、恐ラクハ十分不羈無限ノ全
 權ト解スルカ如キ謬誤、自ラ少ナカルヘシ、
 スウエレト子テ一ト即チスターツホーハイト
 トハ、國權ノ不羈ナルト、〔按前文ニハ十分不羈ト
 云ヒ、茲ニハ單ニ不羈ト〕

云、宜シク威力ノ充滿スルヲ、國家諸權柄ノ上
 注意スヘシク、
 位スルヲ、及ヒ唯一ナルヲ云フ故ニ左ニ舉
 ル所ハ、即チ真ニスウエレト子テ一トノ要件ナ
 リ、

〔第一〕國權ノ不羈ナルヲ、十分不羈ナルト云フ
 ニハアラス、決シテ外國ノ權柄、若クハ國內各部
 局ノ權柄等ニ、從屬セサルヲ云フナリ、但シ外ハ
 列國法、合同法、ブント、〔デスノ為メニ、限制セラレ、内
 ハ政府諸部局、或ハ代國府ノ議論ヲ為シ、限制セ
 ラル、ハ、固ヨリ當然ナルトニシテ、決シテ之ニ〕

由テスウエレト子テトノ義ヲ害スルコトナシ、
〔按〕茲ニ論ナラサル所、即チ國權ノ十分不羈ナラサル明證ナリ、

〔第二〕國家ノ尊嚴威力充滿スルコト、昔時最モ高

等ノ法院ヲ稱シテ、スウエレト子、ゲリフツホフ

ト〔按〕スウエレト子テトノ義、ト云ヒシカ氏、素ト此法院

タル、實ニスウエレト子テトノ權ヲ有スルニ

アラス、唯此權ノ一端ヲ有スルニ類似スルノミ、

然ルニ唯此一端アルヲ視テ、實ニ此權ヲ有セリ

トスルハ、甚タ誤レル者ニシテ、亦論スルニ足ラ

ス、若シ總テ最高等ノ職官ヲ以テ各、スウエレト

子テトノ權ヲ有スルトセハ、即チ國家ニ若干ノ

スウエレト子テトアリト云フヘシ、斯ノ如キ

者ハ、決シテ真ノスウエレト子テトニハ非ラ

サルナリ、

〔第三〕スウエレト子テトノ權ハ、固ヨリ國家最

上ノ權タルヘキヲ、是故ニ國家諸權柄中、一モ

スウエレト子テトノ權ニ軼シテ位スヘカラ

ス、中古佛國ノセンエール〔按〕封地ノ受ケノ如キ

ハ、佛王ニ屬シテ、獨立ノ權、尊嚴ノ威ヲ、褫ハレシ

以來、全クスウエレト子テト〔按〕前ニ出ツ、即スウエレ

者、クルノ位ヲ失フタリ、然ルニ獨乙ノグールト
 ルスト〔按〕中古獨乙帝ヲ選立スル權ヲ有セシ候
 伯ノ類、又ワリルト云、譯シテ司
 選候、ハ、第十四世期〔按〕一千三百以來、自國ノ政權
 ハ、全ク其手中ニアリシヲ以テ、實ニスウエレ
 子テートノ權ヲ有セシト云フヘシ、
 第四國家ハ、有機體〔按〕詳ニ緒論第十款ニ註スナルヲ以テ、ス
 ウエレ子テートノ權、唯一ナラサレハ、其安寧
 ヲ保ツ能ハサルヲ、若シスウエレ子テート
 ノ權、分裂スルハ、國家必然痿痺崩解スルニ至
 ルナリ、故ニスウエレ子テートノ權タル、恒ニ

唯一ナラサレハ、國家長ク健全ナルヲ能ハス、
 ① イマン、ヘルム、ヒフテ〔按〕獨乙人、一千七百カ
 政學論ノ附録ニ、政令ノ唯一ナルヲ、即スウエ
 レ子テートナリト説キシハ、過論ト云ヘシ、
 スウエレ子テートニ於テ真ニ要トスル所
 ハ、其威力ト尊嚴ナリ、
 〔附論〕ルウソウ〔按〕緒論第十ノ論ハ、佛國顛覆ノ
 際ニ於テ、盛ニ採用セラレ、實際ニ施サレタリ、
 其論ニ據レハ、スウエレ子テートノ權ハ、天
 下一般ノ意思〔按〕即億兆共ニ、即チ是ナリトス、

是即スプレマポテスタス（按）即至高ヲ棄テ、
 之ニ代フルニスプレマ、ホルンダス（按）至高ノ
 義ヲ以テセル者ニシテ、甚タ誤レリト云フヘ
 シ、（按）意思トシ、之ヲ以下一般ノ意思ヲ以テ、至高
 ニ此ノ如ク其著書億兆合約論アコント（按）億兆
 各其意思ヲ吐露シ、以テ合約シテ、（按）權力ハ奪
 フ可シト雖、意思ハ敢テ奪フ可ラサル者ナ
 レハ、天下一般ノ意思ナルスウエレ、子テ
 トノ權ハ、終始億兆自ラ掌握スヘク、決シテ他
 ニ授與ス可ラサル旨ヲ説ケリ、去レ、此論全ク

古今萬國ノ事蹟ニ反スル者ナレハ、敢テ採用
 スヘカラス、○此論ニ從ヘハ、億兆ノ共ニ欲ス
 ル所ハ法トナリ、共ニ欲セサル所ハ、法トナラ
 サル者ニシテ、唯一般意思ノ嚮フ所ヲ以テ、總
 テ法ノ根源トシテ、決シテ此意思ノ善惡可否
 ヲ論スルコトナク、又之ヲ限制スルコトナシ、豈誤
 ルノ甚タシキニ非ラスヤ、ルウソウ始テ此論
 ヲ唱ヘシヨリ、漸ク之ヲ信スル者多クシテ、益
 補益ニ、遂ニ大ニ世ヲ惑ハスニ至レリ、元來意
 思ナル者ハ、精神才智ノ發顯セン者ナリ、故ニ

決シテスウエレ^一子テ^一トノ如ク、國家ノ法
 制ニハアラス、意思ハ只能ク法ニ活潑ノ氣勢
 ヲ與ヘ、且ツ能ク法ヲ革正スル者ナリ、去^レ凡意
 思直ニ法トナルニハアラス、是故ニ先ツスウ
 エレ^一子テ^一トノ權アリテ、然後ニスウエレ
 |^一ン^一テ^一前^一ト^一出^一權^一ヲ握^一ル者^一ヲ云^一、子ノ意思アル
 ナリ、決シテ先^ツスウエレ^一ン^一ノ意思アリテ、然
 後ニスウエレ^一子テ^一トノ權アルニハアラ
 サルナリ、
 〔同上第三〕スウエレ^一子テ^一トノ權ハ、國家及

法制ノ淵源ナルヲ以テ、其主者ナルスウエレ
 |^一ン^一ハ、國家ノ上ニ位スル者ナリト云フ論ア
 レモ、甚タ理ニ戻レリ、夫レ國家アリテ而メ後
 其權アリ、決シテ權先ツ立テ、然後ニ國家アル
 ニハアラス、故ニスウエレ^一子テ^一トノ權ハ、
 國法ヨリ出ル權ナリ、決シテ國法ノ上ニ位ス
 ヘキ權ニアラス、

第二款

スターツ、スウエレ^一子テ^一トノ權
 ルクス、スウエレ^一子テ^一トノ權
 〔按國
 家握〕

ル所ノト云フ義、及ヒレゲンテ
 子テトト云フ義、
 シ、スウエレト子テトト、
 テ所ノト云フ義、
 元首握ルノ

茲ニ一問アリ、曰ク、誰カスウエレト子テトトノ
 權ヲ握ルヤト然ルニ此事ニ就テ、諸學者ノ所見
 各異テカ故ニ、其答ル所亦未々嘗テ一定スルヲ
 見ス、故ニ講論研究ニ由テ、偏見臆説ノ宿習ヲ去
 リ、遂ニ真理ヲ悟リテ、確答ヲナスヲ要ス、
 第一ルウソウノ説、及ヒ佛國顛覆以來、漸ク莫術
 セシ論ヲ信スル徒ハ、之ニ答ヘテ曰ク、ホルク
下

文ナリ、テナル者スウエレト子テトトノ權ヲ握
 レト、即通常謂フ所ノホルクス、スウエレト子テ
 ト則チ是ナリ、
 但シ此ノ如ク答ル徒ニ向テ猶一問アリ、曰ク、所
 謂ホルクトハ、何者ヲ指スヤト、然ルニ此ノ如キ
 徒中ニ仍ニ二論アリ、其一論ハ、譬ヘハ數千萬ノ原
 素ノ散亂スルカ如ク、制度モナク、亦序次モナク
 徒ニ渙散セル民ヲ指目シテホルクト為シ、而シ
 テ此ホルクヲ以テ、國家ノ大權ヲ掌握スル者ト
 為ス、是即實ニ國家ヲ根底ヨリ傾覆スルノ暴論

ト云フヘキ若シ此暴論實際ニ行ハルレハ國家
 決シテ存在スル能ハス、國家果シテ存在スル能
 ハサレハ之ヨリ生スル所ノスウエレ一子テ一
 トノ權、豈能ク獨リ存在スルヲ得ニヤ、其誤レル
 論ヲ俟タヌノ明ナリ、○是故ニ此ノ如キ暴論ハ、
 如何ナル政體ニ於テモ、決シテ適合セサルナリ、
 然ルニ尚此ノ如キ暴論家ハ、之ヲ以テ民人專權
 政體アブソルテ、デモクラチ、按國家ヲ以テ
 全體ホルクノ專ラニスヘキ者トナシ、
 以テ權ハ、決シテ限制セサルヲ立テント欲スレド、
 此ノ如キ暴論ニハ、此政體スラ尚合セサルナリ、

何者、縱令民人專權政體ノ國タリト雖、徒ニ數
 千萬ノ原素ノ散亂セルカ、如ク制度序次ナキ衆
 庶民人ノ、其國權ヲ執ルニハアラス、必ス制度序
 次ノ具備セル國會ホルンクグス、サアリテ、國權ヲ施
 行スレハナリ、
 又一論ハ、同等ノ權利ヲ以テ相結ビ、其共欲スル
 所ヲ施行スル鬪國ノ民人ヲ指目レテ、ホルクト
 為シ、而シテ此ホルクヲ以テ、國權ヲ握ル者トナス、
 是即チ、民人國權ヲ執ル所ノ民人政體デモクラチ、
 下文ニノ論ナリ、故ニ此論ハ、唯民人政體ニ於テ
 見ニ、

ノミ取ルヘシ、既ニ代國府ヲ設置セル、民人政體
ヲチレ、接立憲民主政體ヲ云、ニ於テハ、接國ノ民
人相合シ、直ニ國權ヲ施行スルニ非ス、必此民人
ニ代ハルヘキ代國府アリテ、之ヲ施行スルカ故
ニ、殆ト此ノ如キ論ニハ合セサルナリ、此類ノ論
説ハ、總テ國家ノ元首ヲモ、賤民ト同等ノ如ク視
做シ、且ツ少數ノ治者接政府ヲ以テ、多數ノ被治
者接民、國ニ從屬スルカ如ク視做ス者ニシテ、譬
ハハ首ヲ以テ足トナシ、足ヲ以テ首トナスカ如
クナレハ、決シテ他ノ諸政體ニ合セサル、固ヨリ

論ナシ、
是故ニ、第一論ハ、以テ政府ヲ傾倒シテ、遂ニ民人
ヲ統御スル者有ラサレムルニ足リ、第二論ハ、天
下ノ民人ヲ合シテ、之ヲ以テ國權ヲ握ル者ト為
シ、以テ權ニ其欲スル所ヲ為サレムルニ足ルト
云フヘシ、但儘又此二論相合シテ、殆ト分レサル
トアリ、而ノ總テ此ノ如キ論説ヲ唱フル徒ハ、常
ニ此論ヲ徧用シテ、大ニ可ナル所以ヲ主張スト
雖、此論ト合スヘキ者ハ、僅ニ萬民直預政體ニ
預ル政體ナリ、上ニ民人政體ト接萬民直ニ國政ニ
預ル政體ナリ、上ニ民人政體ト接萬民直ニ國政ニ

ハ、敢テ他ニ授托スヘキニアラス、獨リ後生億兆ノ權利ノ、能ク之ヲ限制スルヲ得可シ、〔按〕將來ノ意思變更スル得可シ、能ク從來ノ法政府總令、憲法、慣用法、條約、或ハ布令等ヲ用ルル氏、決シテ億兆ヲ服従セシムルヲ能ハス、獨リナチオン〔按〕同シク、〔按〕自ラ能ク憲法ヲ制定シ、或ハ之ヲ革正スル特權アリ、他人敢テ之ヲ專ラニスル能ハスト、〔按〕大意謂ラク、〔按〕手中心ニ止マレ者ナリ、故ニ法制ヲ立テ、或ハ之ヲ改ムル等ノ事、獨リ握ル能ハスト、茲ニ他人所ト云ハ、數人即兆中ナリ、一人○ナチオンハ、若クハ數人即兆中ナリ、一人○ナチオンハ、

サムルングニ代リ、ナチオンハ、コンヘント〔按〕一、千七百九十一年立ツニ至リ、更ニ此論ヲ擴張シ、終ニ王位ヲ傾倒シタリ、〔按〕此議會遂ニ國君處リ、〔按〕傳教總裁〔按〕トスルニ、〔按〕傳教士〔按〕トスルニ、〔按〕人、〔按〕六、〔按〕百、〔按〕十、〔按〕二、〔按〕五、〔按〕傳教士〔按〕トスルニ、〔按〕人、〔按〕六、〔按〕百、〔按〕十、〔按〕三、〔按〕六、〔按〕年、〔按〕死、〔按〕生、〔按〕及、〔按〕マリアナ〔按〕刑人、〔按〕一、〔按〕百、〔按〕十、〔按〕三、〔按〕六、〔按〕年、〔按〕死、〔按〕生、〔按〕等ノ如キ諸人ハ、神教ノ威力ヲ以テ、國事ヲ制御センヲ欲シ、教皇〔按〕ス、〔按〕ハ、天神ヨリ威權ヲ授カリシ者ナレハ、則

チ國君ノホルクヨリ威權ヲ授カリシ者ト、同日ノ論ニアラサル旨ヲ以テ、教皇ヲシテ恣ニ國君ヲ制御セシメンヲ謀レリ、蓋シ其意通常ホルクス、スウエレト子テトヲ唱フル徒ノ論ト、全ク相反スト雖、教皇ノ威權ヲ擴張セシカ為、姑ク此論ヲ假リタルナリ、○但シ輓近ニ至リ、ルウソウノ論最モ盛ニシテ、人心ヲ煽動スルモ更ニ甚シカリキ、ルウソウノ論ニ據レハ、各民相合シテホルクトナリ、以テスウエレト子テトノ權ヲ掌握ス、故ニ各民相

合シテ共ニスウエレト（注）トナリ、又分レテスウエレトノ臣民トナル、元来スウエレト子テトノ權ナル者ハ、即一般ノ意思ニシテ、一般ノ意思ハ、決シテ他ニ授托スヘキ者ニ非サルカ故ニ、ホルク多數ノ意思相合スレハ、政府ト雖、遂ニ之ニ恭順セシメ、或ハ政府ヲ傾倒シ、又ハ國憲ヲ變更スル等、皆其欲スル處ニ任シ、ホルクハ敢テ法ノ為メニ、束縛限制セラル、者ニアラス、ホルクノ欲スル所ハ即法トナリ、其欲セサル所ハ即不法トナリト、是

即ルウソウノ論ノ大略ナリ、故ニ此論ニ據ルハ、
 天下ノ各民ハ、悉ク國權ニ預ルヘキ者ニシテ、
 彼ノナチオナール、ヘルサムルシグ（按）全國家
 所ノ義ヲ置テ、ホルクノ代議者ト為スカ如キ
 會ノ義ヲ置テ、ホルクノ代議者ト為スカ如キ
 モ、全ク用フ可ラサルナリ、去ル若シ此論ヲ以テ、
 實際ニ施サレトスレハ、國家ノ法制秩序モ、決
 シテ保存スル能ハス、加之此ノ如キ自由ノ權
 利、決シテ永續スル能ハサル事、論ヲ俟スシテ
 明カナリ、
 一千八百四十八年嘉永元年第二月、佛人復顛覆ヲ起

シ、巴里斯ノ府廳ニ於テ、同上ノ論ヲ公告シテ之
 ノ實際ニ施シ、遂ニ立憲君主政體ヲ廢シテ、民主
 政體トナシ、一旦假政府ヲ置テ、之ニ全權ヲ委託
 シタリキ、（按）一千八百四十八年第二月、佛人顛覆
 テ、民主政體ヲ立テタリ、之ニ此時ラマルチン（按）一
 百九十年ニシテ、外務此顛覆ノ時ニ、假政府主長ノ公
 布書ニ云、佛國ノ民、丁年ニ至レル者ハ、皆スター
 ヲ、ビニルゲル（按）本義ハ、國家ノ臣民ト云フナ
 ヲ、ビニルゲル（按）本義ハ、國家ノ臣民ト云フナ
 云フニ定法アリテ、各國相同シカラス、但シ婦女
 少年、刑人、及ヒ貧救ニシテ、國家ノ教育ヲ受ル者
 等ハ、各國共ニ之ヲスター（按）テ、國家ノ教育ヲ受ル者

一ナシ、卷之二第二十一ナリスターツ、ビュルゲル
 疑ニ詳ナリ、叅看スヘシ、ナリスターツ、ビュルゲル
 タル者ハ、皆選擇者ヲ〔按〕立法府ノ議、負タリ、選擇者
 タル者ハ、皆スウエレメンタリ、是ヲ以テ各民ノ
 權利ハ皆同ウシテ、且ツ毫モ限制スル所ナシ、故
 ニ各民互ニ「汝カ權ハ吾カ權ヨリ強大ナリト云
 フ」ヲ得ス、各民皆自己ノ威カラ知リテ之ヲ施
 行シ、且ツ自修ノ權利ヲ守リ、敢テ自ラ輕スル
 勿レト、
 第二以上論スル所、ホルクス、スウエレリー子
 トノ説ハ、素國權ヲ確定セント欲シテ、却テ國家

ヲ破壊スルニ至リ、或ハ方國ノ政體ヲ變レテ悉
 ク民主國ト為ントスル者ナリ、故ニ佛國ニ三ノ
 スタートツマン〔按〕經世ニ巧ナル徒、或ハ現ニ政柄
 通レテ用テ今原語ノ譯字ヲ得ハ此論ノ甚、國家ニ
 害アルヲ以テ之ヲ排斥シ、而シテ良知或ハ正理ヲ
 以テスウエレリー子テイトノ權ノ由テ出ル所ト
 為シ、以テホルクス、スウエレリー子テイトノ權ヲ
 主張セシ徒ノ過誤ヲ規サントシテ、大ニ刻苦セ
 リ、其志ハ實ニ嘉ニスヘシト雖モ、曾テ其功ヲ遂
 クルヲ能ハサリキ、○權ナル者ハ、素ト人ニ關

國法論

卷六上

七

效耶道

属スル者ナリ故ニ國權モ亦實ニスタートリヘ
 ベルセシリフカイト〔按〕國家人ト云フカ如キ義
 一、故ニ國家ト為スニ關属ス、唯國家此權ヲ施行
 スルニ方リテハ、必良知及正理ニ則ラサルヲ得
 ス、然ルニ論者全ク此理ヲ知ラスニテ國權ヲ以
 テ良知及正理ヨリ出ル者ト為セシハ、大ニ誤ル
 ト云フヘシ、此論ハ彼、ホルクス、スウエレ、子テ
 一トノ權ヲ主張スル徒人、萬國ヲ以テ民人專權
 政體ト為サント欲スル説ト、其意ハ全ク相表裏
 スレテ、大ニ誤ル所以ハ皆同一ナレハ、共ニ取ル

可ラサルニ歸ス蓋シ權素人ニ關属スレテ、唯之
 ヲ施行スルニ方リテハ、必良知正理ニ則ルヲ要
 スト云フノ論、最モ確實ニシテ上ノ二論ニ優ル
 ヲ甚大ナリ、

○ロエール、コラルド〔按〕佛人、一千七百六十五年
 死、一千八百二十年文政三年三月廿七日ノ演
 述〔按〕議院ニ於テ其論ヲニ云、「民ノ相合セル者
 ニハ、必二個ノ原質アリ、即體ト神ト是ナリ、而
 ノ體トハ、各民ノ身及其氣力、并ニ其意思ヲ云、
 各民ノ身及其氣力、意思ヲ以テ體ト為ス、
 解スヘカラス、且ノ之ヲ體ト為スハ、國法ニ

於各民ヲ主トスル者ニシテ其誤リ亦以テ
 彼ノルウソウノ論ニ異テサルニ非ラスヤ、
 即著者演述ヲ難又神トハ、當理ノ事ヨリ生ス
 ル所ノ法ナリ、○專ラ體ヲ以テ主トスルキハ、
 スウエレリー子テートノ權ハ、即各人相合スル
 者ノ多數ト、及其意思多數ノ專ラニスル所ニ
 シテ、即ホルクス、スウエレリー子テート是レナ
 リ、但多數ノ意思ナル者、此暴權（按ホルクス、ス
 ト、ヲ以テ一人若ハ數員ニ委託スル歟、或ハ一
 人若ハ數人、多數ノ意思ニ背テ、此暴權ヲ奪フ
 キハ、特ニ此暴權ノ質ヲ變セサルモ、自ラ和柔

未ク權トナシ可ク然レト雖、未ク全ク粗魯ノ權
 タルヲ免ル、（ト能ハス、故ニ遂ニ無限權、及ヒ
 特權ノ根本トナルヘシ、按演述者、專ラ體ヲ以
 テ主トスル後ノ誤ヲ以
 十舉ル、○然ルニ專ラ神ヲ以テ主トシ、法ヲ貴フ
 事ハ、スウエレリー子テートノ權ヲ掌握スル者
 ハ、即正理ナリ、何者、法ナル者ハ、必理ニ出テサ
 ル可ラサルヲ以テナリ、○自由ヲ貴フ國憲ハ、
 必粗魯ノ權ヲ去リ、正理ヲ以テ權ト為スヲ本
 旨ト為スト、（按以上即演
 述ノ文ナリ、

第三又一派別ニホルクス、スウエレリー子テート

ヲ唱フル者アリ、此派ニテホルクト稱スル者ハ、
 第一條ニ云フ所ノ數千萬ノ原素ノ散亂セルカ
 如ク、制度序次ナク、渙散セル民ヲ指テ云フニア
 ラス、必ヤ相ヒ合同シテ、風俗言語嗜欲ヲ共ニシ、
 且ツ其中自ラ尊卑、貧富、大小等ノ差等アツテ相
 合セル一團人衆ヲ云フ、是即ナチオン（括弧ナチオンノ説卷
之二第ニナリ、而シテ此ナチオンヲ以テ、即國家ノ
款ニ見ユ、ナリ、而シテ此ナチオンヲ以テ、即國家ノ
 法制ヲ變革スル權ヲ掌握スル者ト為ス、但此ナ
 チオンナル者ハ、法制序次ヲ得ルニ宜シト雖、
 未タ全ク法制序次ノ整ヒタル者ニハアラサル

ナリ、ハ人衆ノ原素ノ散亂セルカ
 是故ニナチオンナル者ハ、其法制序次、全ク整
 成ハ、則始テ國家トナルナリ、（卷之二第二款ヲ參
看スヘシ）故ニナチオンナル者、全クスタート、ホ
 ーハイトノ權（括弧スタート、エレ子ヲ生スヘキ根本
ニアラストハ云フ可ラスト雖、ナチオン決シ
テ直ニ此權ヲ生スル者ニアラス、ナチオン先國
家ヲ成シ、國家成テ然後ニスタート、ホーハイト
ノ權始テ生ス、故ニナチオンハ、スタート、ホーハ
イトノ根本ニ似タレ、直ニ之ヲ以テ真ノ根本

國法論 卷六 上 五

ト為スハ不可ナリ、
 此派ニ於テ論スル所ノホルクス、スウエレ子
 テーイトノ權ハ獨乙ニテ穩當ノ語ヲ以テ譯スレ
 ハ、ナチオナル、スウエレ子テーイトノ權ト云
 フヘシ去レ氏上論ノ如ク未タ國家トナラサル
 ナチオナルノ權ナルヲ以テ、決シテ國權ト稱スル
 ニハ足ラサルナリ、
 〔第四〕以上諸派ノ論說皆非ナリ、實ニホルクト稱
 スル者ハ、即國家ト云フニ同クシテ、之ヲ譬
 フレハ猶人身ニ頭首四肢ノ序次アルカ如ク、必

序次法制ヲ具備シテ、相合スル所ノ人衆ヲ指言
 スルナリ、而シテホルクノ頭首四肢ナル者ハ、實ニ
 スターツ、ベルゼンリフカイト〔按〕本款〔第三〕條ニ出ツニ於
 テ最モ緊要ナル者ナリ、
 國家ハ一大人身ナルヲ以テ、必不羈ナラサル可
 ラス、十分ノ威カラ備ヘサル可ラス、至高ノ位ヲ
 占メサル可ラス、及唯一ナラサル可ラス、之ヲ要
 スルニ、國家ハ必スウエレ子テーイトノ權ヲ握
 ラサル可ラサルナリ、是ニ由テ之ヲ觀レハ、一大
 人身ナル國家ハ、即スウエレイン〔按〕スウエレ子ノ權

ヲ掌握ナリ、故ニ此スウエレト子テトヲ稱レ
テスターツ、スウエレト子テトト云フ、

是故ニスウエレト子テトノ權ハ、國家未タ立
サル時先タツテ生スル者ニアラス、又國家ノ外
ニ在ル者ニアラス、尚且國家ノ上ニ在ル者ニア
ラス、實ニ是レ國家ノ權力及尊嚴ナル者、即是レ
スウエレト子テトナリ、故ニ此權ハ、全國家ノ
權ト云フ可シ、全國家ノ權ハ、其各部ノ權ヨリ更
ニ強大ナルヲ以テ、全國家ノスウエレト子テト
トハ、其一部ノスウエレト子テト
〔按〕蓋シ下條
第五ニ論ス

ナキノミ、
上ニ論スルカ如ク、ホルクト稱スル者ハ、決シテ
渙散セル人衆ヲ云フニアラス、必制度序次ノ其
間ニ整然タル者アリテ、相統合セル人衆ナレハ、
其中必頭長アリテ、最高ノ地位ヲ占メ、最大ノ職
務ヲ執リ、其他ノ部分ニ於テモ、亦各相應スル所
ノ地位職務アリ、故ニ此意ヲ以テホルクス、スウ
エレト子テトヲ説ケハ、實ニ此語ノ本義ニ協
フト云フヘシ、然ルニホルクス、スウエレト子テ

トトヲ説ク所ノ徒、從來此本義ヲ失フカ故ニ今
 此語ヲ用フルルハ、學者ヲシテ大ニ迷ハシムル
 ノ恐アリ、故ニ此語ヲ捨テ之ニ代フルニスター
 ツ、スウエレト子テトノ語ヲ以テス、佛國ノ國
 法學者ハ、スウエレト子テト、デ、ナシオンノ語ヲ
 用フルト雖、獨乙ニテハ此語甚ク穩當ナラス、
 佛ニテハ此語獨乙ノスターツ、スウエレト子テ
 トト全ク同義ナリ、
 ① ス五ヘ九佛一人七年百ガ一千八百四十八
 年嘉永或人ニ與ル書ニ云、スウエレト子テト

トノ權ハホルクノ掌握スル所ナリト云フノ
 論甚可ナリ、去ル其ホルクト云フ語ヲ用フル
 意ノ差ニ從テ、取捨セザル可ラス、若國憲法制
 ヲ以テ相合セル人衆ヲ指シテ、ホルクト綜稱
 シ、而ノ君民相合即國憲人衆ヲ以テ共ニスウエ
 レト子テトヲ同握スル者トスレハ、實ニ善
 美ト稱スヘシ、去レル若シ此ノ如ク相合セル
 人衆ノ中ニ於テ、只其一部分ヲ抜キ、或ハ君主
 ノミヲ以テホルクトナシ、彼余即國家ナリト
 云ヒシハ此意ナリ、
四路易第十或ハ君主ヲ除

上ニ位スル者トセス、必亦國家中ノ一人トシテ、
唯其首領タル者ト為スノミ、此故ニ君主一人決
シテスウエレリ子テトノ權ヲ施行スルヲ能
ハス、亦必全國家ニ代ハル所ノ代國府ト共ニシ
テ、甫メテ能ク之ヲ施行スルヲ得ルナリ、○パト
リモニアール、スタート〔按〕國家ヲ以テ君主ノ
制度ヲ貴テ、國家ヲ以テ君主ノ私有ト為シ、且ツ
スウエレリ子テトノ權ヲ以テ、獨一君主ノ手
中ニ在リトスル學派、及ヒアラダソルチスチセル、
スタート〔按〕君權無ノ制度ヲ貴テ、獨一君主ヲ以

テ國家ト為シ、以テスターツ、スウエレリ子テト
トヲ捨テ、ヒルステシ、スウエレリ子テト〔按〕君
權ヲ握テ取ル所ノ學派ニ於テハ、君主ノ威權ナ
ル者ハ、元ト全國家ノ權カヲ集合統一セル者ナル
ヲ知ラス、故ニ縱令君主及ヒ王室斷滅スル雖、
國家ハ獨リ依然トシテ變動セサル理ニ於テモ亦
知リ得サルナリ、
○英國王顯理第八世〔按〕一千五百零九年ニ巴
カ門會議ノ時ニ於テ、議貞ニ演述セシ旨趣ア
リ、其言ニ云、余法官ノ説ク所ヲ聽クニ、吾カバカ

門タルヤ、吾王位ヲ以テ頭首ト為シ、汝群臣ヲ以テ四肢ト為シテ、全然相離レサル者ナリ、故ニ縱令微賤ナル一議貞ニ係レル利害得失ト雖、敢テ之ヲ小事トセス、必吾身及、闔院ニ係ル所ノ利害得失ト為スヘシ、吾王位ノ實ニ尊貴ナルハ、唯闔院會集スル時ニ在ルノミト云ヘリト、

○ツギペル 百零七年ニ生ルハ、其著書中ニ、此ノ如キスターイツ、スウエレ子テイトハ、獨乙國ニ適セサル旨ヲ論セシノミニ非ス、總テ君主

國ニ於テハ、唯ヒルステシ、スウエレ子テイトヲ以テ當然ノト為シ、民主國ニテハ、唯ルクス、スウエレ子テイトヲ以テ當然ノト為シテ、其旨ヲ論セシトハ、雖、古時羅馬ノ民主政體ナリシ時、及、帝國トナリシ後モ、共ニマエスタス、ポプリ、ロマン（接羅馬國民、スウエレ子テイトノ權ヲ掌握ノ制度ヲ立テ、而メ羅馬國民ノ意思ヲ以テ國法ト定メ為シ、且、民主政體ノ時ニ於テハ、政柄ヲ以テコンスルニ委任シ、又最高ノ政務及賦稅ノ事務ヲ以テ、悉ク之ヲセナリトニ

委任シタリ、是亦スウエレ^イ子テ^イトノ一分
 ト云ハサル可ラス、又方今英國ニテ、巴力門ノ
 スウエレ^イ子テ^イト〔即全國家ノスウエレ^イ子
 テ^イトナリ〕ヲ以テ國君ノスウエレ^イ子テ^イ
 一トト全ク相併合スルカ如キハ、全クツヅツハ
 ル^ル論^論相表裡スト謂フヘシ、獨乙國トイヘ
 氏他ノ列國ニ對シテハ其スウエレ^イ子テ^イ
 トハ、全ク全國家ノ權タルヲ、論ヲ俟^タス^レテ明
 亮ナリ、○他ノ列國ニ對シテ、スウエレ^イ子テ^イ
 一トノ權ヲ掌握シ得ル國家タル者ニシテ、國

家内ノ各民、及國家ノ君主ニ對シテ、スウエレ
 一子テ^イトノ權ヲ掌握スル能ハサルノ理、決
 シテ有ル可ラス、獨乙國ニテモ他ノ各國ノ如
 ク、其憲法ハ即國家ノ憲法ニシテ、決シテ君主
 ノ憲法ニアラス、其負債ハ即國家ノ負債ニシ
 テ、君主ノ負債ト全ク相異リ、故ニ獨乙國ニ於
 テ、君主國家ヲ私有セシ、古昔ノ陋習未タ全ク
 滅セシニハアラサレ氏、其國法タル、方今文明
 世界一般ノ公理ニ背キ、獨リホルクヲ以テ、君
 主ノ僕妾ト為シ、國家ノ威權ヲ以テ、君主ノ威

權ニ吞併セラル、者ノ如クスルノ理ハ絶ハ
テアラサルナリ、○ツッペル^スス^テニ^ス
ウエレ^テ子^テト^トノ權ヲ主張スレ^ル氏、國權ヲ
以テ無限ノ全權トセサルハ、甚ク善^クスヘシ、去
氏獨^リ乙^シ各國及ヒ羅馬人種ノ各國、[〔]歐[〕]洲^南西
班牙、佛蘭^西等ヲ云ス、[〔]西[〕]ノ事蹟ヲ見ルニ、共ニ
輓^近ニ至リ、君主威權ヲ擅ニシテ、大ニホルク
ノ權利ヲ枉害セ^シハ、蓋シ專ラ^ビル^ステ^シ、ス
ウエレ^テ子^テト^トヲ主張スル徒^ラ論ニ依據
セ^ルナリ、[〔]西[〕]ノ國權ノ君主ニ依^ルル

〔第五〕但シ既ニ論スル所、全國家掌握スル^ルス^ウ
エレ^テ子^テト^トノ外、尚又國內ニ於テ、別ニ國家
頭首ノスウエレ^テ子^テト^トト稱スル者アリ、之
ヲ稱シテレ^レゲ^ンテ^シ、スウエレ^テ子^テト^トト云
フ、但シ君主國ニ於テハ、此權最モ著顯ナルヲ以テ、
又之ヲ^ビル^ステ^シ、スウエレ^テ子^テト^トト^ニ稱ス、[〔]前[〕]條
語同^シ、[〔]ウ[〕]ニ^テ、其義ハ即チ相異ナリ、ト稱ス、○國
家ノ元首タル者ハ、其各部局及其各民ニ對シテ、
最大ノ威權ヲ執リ、至高ノ地位ヲ占ム、故ニ英ノ
國法ニテハ、國君ヲスウエレ^テ子^テト^トト^ニ稱ス、且、
註^スト稱ス、且、

其他ノ君主國ニ於テモ、亦君主ニ此スウエレ
子テイトノ權ヲ歸ス、

前章ニ論スル所ノスターツ、スウエレ子テ
トト、此章ニ云フ所ノヒュルステン、スウエレ子
テイトトハ、實際上ニ於テ、決シテ相矛盾スル者
ニアラス、故ニスウエレ子テイトニ此二類ア
リト雖モ、是ニ由テ此權相分レ、ホルクト君主ト
各其一半ヲ掌握シテ、相抗拒スルノ憂ト決シテ
アルトナク、且、二權各唯一ニシテ又盛大ナリ、去
ル之ヲ分テハ、則判然二類トナル、一ハ即全國家

有スル權ニシテ、君主ハ唯其首座ニ位スルノ
ニナルカ故ニ、敢テ君主ノ專ラニスル所ニアラス、
二ハ即君主自己ノ有スル權ニシテ、敢テ他人ノ
關スル所ニアラス、此第一權ハ、全國家ノ有スル
者ナルヲ以テ、君主獨リ掌握スル所ノ第二權ノ
上ニ位スルト、固ヨリ論ヲ俟タス、國家ノ憲法ヲ
制立スルハ、獨リ國家全體ノ權力ニ在ルノミ去
ル君主タル者、此憲法ノ区域内ニ於テ、自己手中
ニ在ル所ノ大權ヲ施行スルニ於テハ、決シテ他
人ニ限制セラル、トナシ、○是故ニスターツ、ス

ウエレト子テトハ專ラ憲法制立ノ權ト云フ
 ベク、又ヒルステン、スウエレト子テトハ專ラ
 政令ノ權ト云フ可シ、第一權休止スレハ、則第二
 權行動ス、故ニ此二權ハ、實際上ニ於テ、容易ニ相
 抗拒スル者ニアラス、又理ニ於テハ、決シテ相抗
 拒セサル者ナリ、蓋此二權若シ相抗拒スレハ、君
 主、一身ニシテ相抗拒スルナリ、何者、第一權ハ、
 君主國家ノ各部局ト共ニ之ヲ掌握シ、又第二權
 ハ、君主獨リ之ヲ掌握シテ、二權共ニ君主ノ預ル
 所ナリハナリ、

故ニテモカラナク、セホルクス、スウエレト子テ
 一ト義ニ萬民政治ス、スウエレト子テト云フ
 一ト子テト、トヒルステン、スウエレト子テトナ
 ルニ權ハ、彼此相抗拒シテ、俱存共立ス可ラスト
 雖、スウエレト子テト、スウエレト子テトトヒルステ
 ン、スウエレト子テトノ二權ハ、人身ノ全體ト
 頭首トノ如ク、相合同シテ、決シテ分隔スルコトナ
 シ、

[附論] 又ホルクス、スウエレト子テトヲ唱フ
 ル一別派アリ、但此派ニテハ、其立論ホルクノ

多數國家ノ大權ヲ掌握スルト云フニアラス、
 政體制度ハ、素^トホルクノ為ニ建設スル者ナル
 ヲ以テ、必^トホルク多數ノ安寧ニ害アル政體制
 度アル可ラストノ意ヲ以テ、ホルクス、スウエ
 レー子テートヲ説クナリ、此論ハ決シテ不可
 ト云フ可キニ非ラス、去^レ氏此意ヲ以テホルク
 ス、スウエレー子テートト稱スルハ甚タ誤レ
 リ、○又國權悉クホルク多數ノ意思ニ出ルヲ
 以テ至當トナシ、此理ニ據テ、ホルクス、スウエ
 レー子テートヲ唱フル學派アリ、（按此學派ニ
テハホルクニ

自^ラスウエレー子テートノ權ヲ掌握スルヲ
 至當トスルニアラス、唯此權素^トホルク多數
 ノ意思ニ出ルヲ實ニ萬民政治國ノ國憲ノミ
 至當ト為スナリ、實ニ萬民政治國ノ國憲ノミ
 ナラス、或ハ亦君主政治國ノ國憲トイヘ、亦
 以テホルク多數ノ意思ニ出ル所ト為セル者
 アルハ、此學派ノ論ノ如シ、譬ヘハ羅馬帝國、及
 佛蘭西帝國ノ國憲ノ如キモ、羅國佛國ノ國法
 學ニ據テ之ヲ考レハ、其ホルク多數ノ意思ニ
 出ルトス、又瑞士各邦ノ邦憲ニ於テモ、ホルク
 ナル者、即スウエレーンナリトハ記サ、レ、
 スウエレー子テートノ權ハホルクニ出テ、

ゴローセルラート府立法之ヲ施行スト記載
 ス、譬ヘハ一千八百三十一年天保ニ於テ議定
 セル去リ邦瑞士合ノ邦憲第一條ニ記ス所
 モ亦此ノ如シ、去氏此ノ如キ論ニ至テハ、決シ
 テ世界萬國ニ通スル者ニアラス、且、スウエレ
 ー子テートノ理ハ、永世不變ノ者ナルニ、僅カ
 ニ此ノ如キ事蹟ニ據テ、此權ノ理ヲ論スルハ
 甚不可ナリ、○又一種強暴ナル人衆恣ニ政府
 ヲ傾倒シ、且、國憲ヲ壊破スルノ權ヲ以テ、ホル
 クス、スウエレー子テートト為スノ論アリ、此

論ハ既ニ實際ニ施行セシテ多次ナリト雖、
 最モ害アル者ニシテ、縱令萬民政治ノ國法ト
 イヘ、決シテ此論ヲ用フルヲ能ハス、

第三款

第一 スターツ、スウエレー子テートノ

大意、
 一、

〔第一〕制度序次ノ具備セルホルクハ、是レ即國家
 ニシテ、此國家ナル者ハ、先自己ノ顯榮尊嚴ヲ敬
 重スヘキノ權利ヲ保有ス、古時羅馬ニテハ、國家

ノ顯榮尊嚴ヲ稱シテ、マエステートト云ヘリ、故ニ羅馬國ノ體面威權、及其制度序次ヲ大ニ毀損スル者アレハ、則之ヲマエステートヲ毀損スル罪科マキリメシ、ト為シタリ、

〔第二〕國家諸外國ト、獨立不羈ノ威カヲ對峙シ得ルハ、其スウエレト子テートノ一要件ナリ、若シ國家獨立ノ權ヲ失フテ、外國ノ制馭ヲ仰クニ至ルキハ、則自己ノスウエレト子テートヲ失フテ、外國ノスウエレト子テートニ服従スト云フヘシ、

但、國家縱令外國ニ服従スト雖モ、或ハ其スウエレト子テートヲ全喪スルニ至ラサルコトアリ、蓋其制馭ヲ受ル、未タ十分無限ニ至ラズレテ、獨立ノ權仍存スル所アル者是ナリ、乃チ盟邦合邦等、如キ、相聯合セル國ニ於テハ、其各邦皆全國ニ從屬シテ、其制ヲ受ルト雖モ、必スウエレト子テートノ若干部分存スル有テ、尚其邦内ニ行ハル、何者、實ニ外面ノ權ヲ失フト雖モ、未タ決シテ内面ノ權ヲ失フニ至ラサレハナリ、○是故ニ瑞士國ニテハ、合邦ノ事務ヲ統掌スル全權ヲ稱シテ、

云ト云フト雖氏又各邦ノ事務ヲ統掌スル權ヲ
 稱シテカントナール、スウエレ子テイト〔按各邦ノ〕
 スウエレ子テイト云ス又北亞米利加合邦及ヒ
 獨乙盟邦ノ如キモ其全國ノスウエレ子テイト
 トト其各邦ノスウエレ子テイトヲ分別スル
 一、瑞士ニ異ナラス、
 各邦ノ全國ニ於ケルヤ、僅ニ其一部分ナリト雖
 氏然レ氏其内部ニ於テハ、亦尚國家ノ制度序次
 アリテ、立法府、政府、其他諸部局等、都テ國家緊要

ノ機關ヲ備ヘ、以テ自ラ其政務ヲ專行ス、是故ニ
 此ノ如キ各邦ト雖氏、仍^ホスウエレ子テイトノ
 若干部分ヲ有スト云フヘレ、去レ氏各邦若シ實
 ニ全國ニ合併セラレ、其州縣トナルニ及テハ、既
 ニスウエレ子テイトノ權ヲ全喪スト云フヘ
 レ、但レ此ノ如キ邦、實ニ大國ノ一小屬國トナリ
 テ、仍^ホスウエレ子テイトノ若干部分ヲ有スル
 ト、唯其州縣トナリテ、全ク此權ヲ失フトノ分界
 ニ至リテハ、殆ト判然ナラサルコトアリ、猶^ホ千緒萬
 端ノ世事ニ於テ、區別分界ノ判然ナラサルコト多

キカ如キ

方今外國ニ對シテハ、通常君主ナル者、國家ニ代
リテ、スターツ、スウエレリ子テ、トノ權ヲ施行
シ、立法府ハ、絶、テ之ニ關係スルコトナシ、但シ此事
決、テ理ノ當然ニ出ルニアラス、只事ノ便宜ニ
由ルノミ、

第三、國內ニ於テ、スウエレリ子テ、トノ權ノ先
ツ發動スル所ハ、國家自ラ其存在ヲ保チ得ル所
ノ規律ヲ確定スルト、及ヒ已ムヲ得サルニ方リ
テハ、之ヲ變革スルトニ於テス、之ヲ稱シテ、ホル

ク、外國憲ヲ制立スル權柄、コンデ、ゲワルト、ト云
フ、○此權柄ハ、決シテ制度序次ナキ、ホルク多
數ノ手中ニ在ル可ラス、必制度序次ヲ備ヘタル、
國家全體ノ手中ニ在ルヘキハ、固ヨリ當然ナリ、
而シテ、國家タル者、其統一合同、及、制度序次ヲ保存
セント欲セハ、必臣民ヲ服從セシメテ、其公權利
ヲ、制御セサル可ラス、故ニ各民決テ國家ノ命令
ヲ抗拒スルヲ許サス、縱令、其公權利、國家ノ為ニ
枉害セラレ、トアリト雖、亦以テ然リトス、

○華盛頓、我亞米利加衆國第一世統領、一千七百三十二年二月九日死

スノ論ニ云、吾國法ノ大基本ト云フヘキハ、ホ
 ルク（按即全國）自ラ國憲ヲ制立シ、且革正スル
 ノ權ヲ掌握スルニ在リ、故ニ公議ノ定斷ニ由
 テ、從前ノ國憲ヲ改革スルニ至ル迄ハ、凡ソ臣
 民タル者、必此法ヲ遵奉敬重シテ、決シテ之ニ
 違戾スルヲ許サス、夫レ國憲ヲ制立スルノ權
 ハ、乃チ獨リホルクノ權利ト、及威カトニ在ル
 ノ理ニ依テ推考スレハ、臣民タル者、必ス此國
 憲ニ服從セサル可ラサルヲ、固ヨリ論ヲ俟ス、
 故ニホルク憲法ヲ施行スルニ方リテ、之ニ抗

拒シ、或ハ他人ノ之ヲ遵奉スルヲ妨碍シ、又ハ
 政府ノ事務ヲ施行スルヲ妨碍スルカ如キ所
 業ハ、實ニ吾國法ノ大基本ニ背クト云フヘシ
 ト、

國法ヲ變革スルニ、其方法ニアリ、一ヲ改正ト云
 ヒ、二ヲ顛覆ト云フ、而シテ此ニ方法ノ旨タル、理義
 上ニ於テ迥ニ相異ナリ、凡レ改革ナル者ハ、第一ニハ、
 國憲ヲ制立變革スヘキ、權利ヲ固有セル、職官ノ
 掌ル所ナルヲ以テ、立憲國ニテハ、必ス全國家ニ代
 ハル所ノ立法府、當然ノ權利ヲ以テ之ヲ掌リ、第

ニハ、改革ヲ為スニ就テハ、先法ノ精神ニ著眼
 シテ、實ニ時勢ニ後ヒ、人情ニ適セサル法ハ、之ヲ
 廢シ、而シテ、實ニ時勢人情ニ協合スル所ノ新法ヲ
 制立シテ、之ニ代ス、故ニ廢立共ニ必已ムヲ得サ
 ルノ理ニ出ツ、是レ即改革ナリ、
 然ルニ國法ヲ變革スルニ方リテ、國憲載スル所
 ノ規律ニ背戾シ、或ハ全ク正理ヲ毀壞スルカ如
 キハ、決シテ改革ト云可ラス、實ニ顛覆ト云フヘ
 キノミ、
 國法ヲ改革スルノ權利ハ、方ニ國家活動力ノ發

スル所ニシテ、天真ニ緊要ノ權利ナリ、故ニ之ヲ非
 トスル者ハ、ホルクノ開明進歩ヲ妨碍スル者ニ
 シテ、却テ顛覆ヲ招クニ足ル、
 但シテ、按現存ノ法ヲガカリ、根底ヨリ傾倒レ、シテ、國家ヲ一新スルノ論ヲ唱フル學派ナリ、穩當ノ譯字ヲ得サルヲ以テ、原語ヲ擧クテ、唱
 フル徒ハ、ホルクノ顛覆ヲ謀ルヲ以テ、當然ノ權
 利ト為ス、去レ、氏、顛覆ナル者ハ、或ハ暴ニ國憲ヲ殘
 敗シ、或ハ暴ニ正理ヲ毀壞スル者ナルカ故ニ、決
 シテ法ニ合スル者ニアラス、縱令、勢ノ趣ク、處、民
 情偏ク之ヲ是トシ、暴ニ公權ヲ變革スル時ト雖

モ、亦然リトス、民心久シク抑壓ヲ受ケレ所、一旦
 羈縛ヲ脱シ、大ニ強猛ノ威カヲ得、勢ヒ噴火ノ暴
 發スルカ如ク、以テ顛覆ヲ謀ルニ至ルキハ、則國
 法ノ能力之カ為ニ沮欄壓縮セラレ、決シテ發動
 ヲ生スルヲ能ハス、故ニ顛覆ヲ以テ國法ノ規律
 ニ合セント欲スルモ、決シテ能ハサル所ナリ、○
 顛覆起ルニ方リ、速ニ壓制ノカヲ盡シ、之ヲ變通
 レテ改革ト為シ、以テ國家ノ制度序次ヲ全ウス
 ルハ、實ニ國政ノ大業ナリ、國法ノ能力微弱ニシ
 テ、顛覆ヲ沮遏スルニ足ラス、或ハ改革機ニ後レ

テ、顛覆ヲ制止スルニ及フ能ハサルハ、遂ニ此大
 業ヲ成就スル能ハサルヤ必セリ、○
 上ニ論スルカ如ク、顛覆ハ決シテ法ニ合スル者
 ニアラサレハ、時勢全ク改革ノ術ヲ用フルニ由
 ナク、顛覆ヲ施スノ外、國家ノ存在ヲ援ケ、其進歩
 ヲ導クノ方術盡ル時ニ至ラサレハ、決シテ顛覆
 ノ權利ヲ用フ可ラス、故ニ此權利ハ、真ニホルク
 ノ不得已ノ權利レトト云フヘキノミ、○國憲
 ナル者ハ、唯ホルクノ外貌ノ規律ナルノミ、若國
 憲不是ノ為ニ、國家將ニ危亂ニ趨ラントシ、ホル

クノ生カ將ニ痿痺セントシ、或ハ天下ノ公益公
 利將ニ亾滅セントスルニ至レハ、ホルクナル者
 強盛活潑ノ威カヲ發シ、不得已ノ權利ヲ施行レ、
 以テ切要ノ變革ヲ遂ケサルヲ得ス、所謂「不得止
 ノ事ハ、敢テ示令ヲ知ラス」〔按古諺ニ至レハ、
 敢テ示令ヲ保ト云フ意、トハ即是ノ謂ナリ、
 處置スヘント云フ意、トハ即是ノ謂ナリ、
 〇〕
 〇スターツマン注前ニ一ブル一〔按〕連國、
 見ユ、
 七十六年ニ生レ、ハ大ニ保守〔按〕舊法古制ヲ
 百三十一、年ニ死ス、
 保守スルヲ好マサルヲ改テ旨トセル人ニテ、既
 佛國第五月ノ顛覆〔按〕一千八百三十年第五
 月ニ起リタル顛覆ヲ云

ヲ聴テ、大ニ悲歎セシト云ク、然ルニ顛覆ノ是
 非ニ就テ、左ノ論ヲ述ヘタリ、曰ク、已ムヲ得サ
 ルノ事ハ、敢テ示令ヲ知ラスト云ヘル古諺ヲ
 非トスル論ハ、最モ厭惡スヘシ、希臘人嘗テ土
 耳其ノ制御ヲ受ケテ、其暴虐ニ困シ、婦女遂
 ニ其節ヲ全ウスルヲ能ハサルニ至リシカ如
 久、常ニ苛酷殘虐ノ政令ヲ受ケテ、恣ニ殺戮セ
 ラレ、百方スレテ遂ニ免ル、ヲ能ハサルニ至
 レハ、是實ニ已ムヲ得サルノ時ト云フヘシ、此
 時ニ至リテハ、斷然顛覆傾倒ヲ起シテ、此災厄

ヲ免レント謀ル、大ニ正理ニ合スト云フヘ
シ、若シ此ノ如キ時ニ及テモ、仍顛覆ヲ不義ト
スル者ハ、真ニ惡人ト云フ可キノミト、

〔第四〕其他緊要ナル憲法ヲ制定スルニ至リテモ、
亦スターツ、スウエレノ子テートノ權ノ掌ル所
ナリ、故ニ狹義ノ立法權柄ゲキツゲイム、エンゲル
ニシテ、諸憲法ヲ制定スル權柄ト云ヘハ、國憲ヲ始メ、
其他諸憲法ヲ制定スル權柄ト云フナリ、除キ、
義狹ノ如ク云フモ、亦國憲ヲ制定スル權柄ノ如
ク、スターツ、スウエレノ子テートヨリ、其端正ナ

ル規律ヲ以テ、發動スル者ナリ、

〔第五〕又其他ノ國權モ、皆亦此スターツ、スウエレ

ノ子テートノ權ニ淵源ス、故ニ國憲及其他ノ憲
法ヲ以テ、諸國權發動スル所ノ規律ヲ定ム、且、其
カヲ限制ス、但スターツ、スウエレノ子テートノ
權ハ、國憲及其他ノ憲法ヲ制定スル權柄トナリ
テ、其能力ヲ顯スト雖、其他ノ諸國權上ニハ、通
常其能力ヲ施サスシテ安息ス、殊ニ君主國ニ於
テハ、國家日々變化スル所ノ要件ヲ處分スル事
務ハ、皆之ヲ君主ノスウエレノ子テートニ收攬

ス、故ニ日常ノ事務ハ、國家自ラ之ヲ執ラスシテ
安息シ、獨リ元首之ヲ執リテ動行ス、但、君主自ラ
之ヲ執ル者アリ、或ハ其管下ノ職官〔按〕政府〔按〕ヲシ
テ、之ヲ執ラシムル者アリ、
但シ此事務ヲ執ル者、〔按〕即君主實ニ之ヲ執ル能
ハサル事務ノ生スル歟、若クハ君位空虛トナリ、
國憲ニ於テ未タ嗣君ノ定マラサル時ニ於テハ、
國家ノスウエレ〔按〕子テト茲ニ再、其能力ヲ發
シテ、其憂害ヲ除キ、且、嗣君ヲ定ムルトニ從事ス
ルナリ、

第六 不保任〔按〕ル〔按〕ト〔按〕ハ〔按〕カ〔按〕イ〔按〕ト〔按〕ラ
其諸業ノ行止ニ於テ、天神ニ對シ之ヲ保任セス
シテ可ナルノ理ハ、絶〔按〕テアル可ラス、天神ハ、必人
世諸業ノ曲直邪正ヲ鑒定シテ、死後ニ之ヲ審判
スル者ナリ、故ニホルクナル者ハ、敢テ天神ニ對
シ、其所為ヲ保任セサル能ス、○又此世界ニ於
テモ、ホルク為ス所ノ善惡邪正ニ由テ、直ニ禍福
利害ノ應報アルハ、即其所為ノ審判ヲ受クル者
ナレハ、是亦保任ヲ免ル、ト能ハサルノ理ナリ、
○去、氏國家内ニ於テ、國家全體ノ曲直邪正、若ク

ハホルクニ代リテ最上ノ國權ヲ掌握スル者ハ
 曲直邪正ヲ審判スヘキ法官ヲ設置スルヲ決
 シテ能ハサルヲナリ、然ルヲ若シ強テ之ヲ設置
 セント欲スルキハ、國家ヲシテ全ク此法官ノ部
 下ニ屬セシムルノ理ニシテ、譬ヘハ四肢ヲシテ
 體軀ノ上ニ在ラシメ、局部ヲシテ全體ノ上ニ位
 セシムルカ如シ、

○ロベスピエール（按佛人、一十七百五十八年
 生、九十四年ニ死刑ニ
 處テ、一十七百九十三年
 五月、ヤコビ子ル本
 卷第一款ニ出ツ、ロベスピ
 エールハ此黨ノ巨魁ナリ、ノ黨中ニ於テ之ニ

并反セル論ヲ述ヘタリ、其論ニ云ス、余災厄ヲ受
 ケシ時ニ於テ、敢テ他人ノ應護ヲ要セス、自若
 トシテ、ホルクハ決シテ不正ノ事業ヲ為サバ
 ル旨ヲ主張シタリ、余ハ斯ノ如ク世人ノ未ダ此
 理ヲ知ラサリシ時ニ於テ、普ク此理ヲ悟ラシ
 メント欲シ、大ニ刻苦セシカ、遂ニ顛覆起ルニ
 至リテ、世人皆能ク此理ヲ悟リタリト、○但佛
 國人此ノ如キ論ニ迷フテ、大ニ之ヲ信シ、以テ
 實際ニ施シケレハ、遂ニ大災厄ノ刑ヲ蒙ルヲ
 トハナリケリ、（按此註本文ノ意ト合セザルニ
 似タリ、恐ラクハ其下段「此世界

ニ於テ云々ノ註ナラ
款、猶再考ス可シ

國家自己ノスウエレ子テイトノ權ヲ施行ス
ルニ方リ、若シ外國ニ對シテ、之ヲ保任スルヲ要
スルキハ、則其スウエレ子テイトノ權ハ、外國
ノ為メニ大ニ限制セラレ、遂ニ其部下ニ屬スル
ニ至ル可シ、

後世列國法ニハ萬國公法ト譯ス、按一大ニ進歩シ、全
世界各國殆ント相合シテ、一大國家トナリ、而メ
之ヲ統括スル所ハ大政府起ルニ至ラハ、各國皆
將サニ此大國家ノ命令ヲ遵奉スルニ至ルヘシ、

故ニ此時ニ於テハ各國自己ノ權ヲ施行スル
就テ、之ヲ保任スルノ制度始テ起立スルニ去
此事今日ニ在リテハ、徒ニ紙上ノ空談ナルノミ、
恐ラクハ後世遂ニ實事トナルノ日アラム、

〔附論〕輓近立チレ所ノコンスタトイレンデ、ナ

テオナール、ヘルサムルンダ按全國家ニ代ハ
スル議ノ如キハ、通常一千七百八十九年元寬政
佛國ノナチオナール、ヘルサムルンダ按前出
ノ論ニ倣フ者多シ、故ニスターツ、スウエレ
子テイトノ理ヲ以テ、政令施行ノ基本ト為サ

ス、却テルウソウヲ信シテ、ホルクス、スウエレ
ト子テトノ理ヲ取レリ、○但ルウソウノ論
ハ更ニ甚シキ者ニシテ、決シテ代國議會ニス
ウエレト子テトノ權ヲ委スルヲナク、必彼
原素ノ如ク、制度序次ナク渙散セル數千萬ノ
民人ヲ以テ、此權ヲ固有スル者トナシ、而シテ此
民人其共ニ欲スル所ニ從ヒ、之ヲ恣行スルヲ
以テ當理ト為ス、○ナチオナール、ヘルサムル
シグルウソウノ論ヲ採リテ之ヲ實際ニ施セ
ルハ、譬ハ猶彗星ノ赤尾ノ現レシカ如シ實

正目此議會ルウソウノ論ヲ假テ民心ヲ煽動シ、
以テ一旦其志ヲ得シト雖、遂ニ又此論、昔為
ニ倒サル、ニ至レリ、（我古時彗星出レハ、必凶
事アルノ兆トセリ、蓋シ
ヘルサムルシグ
ルウソウノ論ヲ用テ、一旦其
志ヲ得シハ、遂ニ又此論ノ為ニ倒サレ、前兆
トナリナリ、

第四款

第二 ヒルステンスウエレト子テト

〔按〕本卷第二款
第五ニ詳ナリ

第二類ノスウエレト子テト

〔按〕レゲシテ、ス
ウエレト子テト

ト、即ヒ元ルステ、ハ、即、獨、國家元首ノ手中ニ在
 ウ、エ、レ、レ、子、テ、ト、ハ、即、獨、國家元首ノ手中ニ在
 ル者ニシテ、方今ノ國法ニテハ、唯君主國ニ於テ
 ノミ、獨リ、此權ヲ認許セリ、故ニ君主ヲ以テ、スウ
 エ、レ、レ、〔按〕スウエ、レ、子、テ、ト、ト、レ、テ、尊崇セ
 ラル、ノ、權利ヲ有スル者トス、亦民主國ノ統領
 テ、〔按〕レ、モ、實ニ此權ヲ施行スト雖、〔按〕テ、スウエ
 レ、〔按〕ト、レ、テ、尊崇セラル、トナシ、
 羅馬民主政體ノ國法ニ於テ定メレ、所ハ、立制ノ
 意、今、時ノ民主國ヨリハ、猶廣博ナリキ、故ニ嘗テ
 王國タリシ時ニ於テ、君主掌握セシ所ノ權ヲ分

掌スルコトニ、〔按〕ルニ、貞、マ、エ、ステ、ト、ノ、權利〔按〕
 利ニ、國家ノ元首タルニ、〔按〕足ルノ、權ヲ委子、又其後ニ
 及テ、セ、ナ、ト、ニ、モ、亦之ヲ委子タリキ、然ルニ、近
 今ノ民主國ニ於テハ、專ラホルクノ特權ヲ貴フ
 一、盛ナルヲ以テ、政府ノ主長ナル者ハ、唯ホルク
 ノ指揮ニ由テ、姑ク其委任ヲ受ケル者ト視做セ
 リ、是ヲ以テ主長ナル者、スウエ、レ、子、テ、ト、ノ
 權ヲ以テ、其自己ノ權利ト為スヲ能ハス、〔按〕
〔按〕ルウソウガ、レ、〔按〕テ、スウエ、レ、子、テ、ト、
〔按〕ト、〔按〕子、テ、ト、ニ、同、〔按〕ヲ、駁、ス、ル、論ニ云、〔按〕一、般

ノ意思ト云フハ、ホルク全體ノ意思ヲ云フナ
 リ、故ニ其一部分ノ意思ハ、唯其一部分ノ意思
 ナルノ意、一般ノ意思ハ、能ク憲法ヲ布示スヘ
 久一部分ノ意思ハ、僅ニデクレイト（按政府布
 告スル所
 ノ命、令ヲ布示スヘシト、去氏最上ノ國權ヲ以
 テ、唯憲法ノミヲ制立スルノ權トシテ、兼テ政
 令ヲ施行スル所ノ權タルヲ知ラサルハ、甚シ
 キ謬見ト云フヘシ、
 又ヒルステニスウエレ（子テイトヲ以テ、獨リ
 世襲ノ君主國ノミニ之レ有リテ、選立ノ君主國

ニハ、此權決シテ有ラストスルノ論アリ、去氏此
 論ハ君主其位ヲ得ルノ體裁ニ由テ其權ニ輕重
 ノ別アリトスル者ニシテ、甚誤ルト云フヘシ、
 令選立君主ト雖氏最上ノ國權ヲ以テ、自己ノ權
 ト為スニ於テハ、決シテ世襲君主ト異ナルナシ、
 ○舊羅馬帝（按羅馬帝國ニ新舊ノ別アリ、紀元前
 三百年ニ奧古士都帝ノ創業セシ者
 又旧帝國ト云ヒ、又紀元八百年ニ於テカルデバ
 即新帝國ナリ、是及中古ノ獨乙帝ノ如キハ、皆選
 立君主ナリ、然リト雖氏真ノスウエレ（トナ
 リテ、自己ノ權ヲ有セシテ、決シテ疑フヘキニア

リ受ケル者ハ是亦固有ノスウエレト子テト
 ヲ握リシ者ト云フヘシ、按實ニ天神ヨリ受ケテ
言スルノ如ク託
 受有ノスウエレト子テトトハホルク若クハ
 選擇者ヨリ授托セラレタル者ヲ云フ、既ニ羅馬
 ノ國法ニ於テハ帝ノ權柄ハ即羅馬ホルクヨリ
 授托セラレタル者トセリ、卷之四第十七款且其
 後ノ選立君主國ノ制度ニ至テモ亦通常此ノ如
 シ○但スタイツ、スウエレト子テトニ至リテ
 ハ決シテ此ノ如キ差別ナク皆固有ノ者ノミナ

リ、
 下ノ諸款按第十四款ヲ云フニ於テ、國家元首ノ權利
 ヲ論スルニ方リテ、ヒルステニ、スウエレト子テ
 トノ權ヲ更ニ精論スヘシ、

譯者曰、第一款ヨリ本款ニ至ル、論說甚々深
 奧ニシテ、解シ易カラサル者居多ナリ、讀者
 宜ク細玩スヘシ、但シ又誤譯ノ多カラシク
 恐ル、若シ疑フヘキ者アラハ、幸ニ忠告セヨ、
 猶再思ヲ加フヘシ、

國法汎論
卷之六
上終

大井潤一校

國法汎論卷之六 上終

